

平成30年度自転車点検整備等促進事業に対する 区市町村補助金について

1 事業概要

- 都民提案制度による新規事業
- 都民の自転車点検整備を促す区市町村への助成を通じて、自転車の安全性の向上や自転車安全利用の促進を図る。

2 補助対象

(1) 自転車点検整備支援事業

都補助率：区市町村が支出した額の1/2以内
補助限度額：自転車1台当たり2,500円

- ア 住民等が自転車点検整備を受ける際に負担する費用
- イ 出張型の自転車点検整備（学校、駐輪場など）の実施に係る経費
- ウ その他、自転車点検整備の支援の実施に係る事務経費

(2) 自転車点検整備普及啓発事業

都補助率：区市町村が支出した額の1/2以内
補助限度額：1区市町村当たり500万円

- ア 自転車点検整備や安全利用の促進を図る自転車交通安全教室やイベントに係る経費
- イ 区市町村において自転車点検整備を促す経費

3 補助金交付の条件

- 補助対象者が都内に住所を有するもの（法人等を含む）
- 都が作成するパンフレットにより、自転車安全利用等について普及啓発すること